

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和6(2024)年6月19日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【生活安全部議題】

##### ○ 少年サポート隊委嘱書交付式の開催について

警察本部から、「少年サポート隊は、非行少年や被害少年などの問題を抱えた少年の立ち直りを図ることを目的として組織された大学生ボランティアであり、少年と年齢が近く、いわば兄・姉のような存在であることから、よい手本となることが期待されるものである。平成18年7月に隊員19名で発足して以来、毎年、20～25名程の大学生を警察本部長が委嘱している。少年サポート隊の募集は、大学での募集説明会等の機会を通じて行い、例年、3月中旬に応募を締め切っているが、令和6年度委嘱の隊員については、締め切り時点で20人に達していなかったことから、募集期間を4月末日まで延長し、県内各大学において募集説明会を開催したところ、定数を大幅に上回る応募があり、本制度発足以来、初めて30人の定数に達した。少年サポート隊委嘱書交付式は、令和6年6月21日、警察本部7階大会議室で開催され、対象者であるボランティア30名の内訳は、男性10名及び女性20名であり、このうち継続隊員が11名、新規に委嘱される隊員が19名となっている。また、隊員の大学別の内訳は、岩手大学が5名、県立大学が13名、盛岡大学11名、富士大学が1名となっている。委嘱期間については、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間で、令和5年中における少年サポート隊の主な活動内容については、勉学支援、農業体験、物づくりなどであり、これらの活動を通じて、少年の再非行防止と健全育成を図っている。勉学支援では、夏休みや冬休みの課題や自由研究、苦手教科の克服に向けてサポートなどを行っており、1人の少年に対し、1～2名の隊員が対応している。農業体験では、畑地の所有者である農事組合法人や少年警察ボランティアの指導を受けながら、農作業を行っている。物づくりでは、工作キットを使った活動が大半を占めているが、各所属で工夫を凝らした活動も行われており、奥州署の活動では、稲作農家である少年警察ボランティアの指導の下、正月飾りの「年縄づくり」が大好評だった。支援回数等の推移については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度は支援回数、出動隊員数ともに激減し、支援内容では、会食を伴う料理体験や、少年との距離が近づきやすい勉学支援が大きく影響を受け、実施が困難な状況が続いた。令和3年度は、感染症拡大防止に配慮しながら勉学支援を行ったほか、屋外の活動である農業体験や、適切な距離を保持して行うスポーツ交流などが多く行われ、令和4年度以降は、回数・出動隊員数ともにコロナ禍以前の水準に戻り、料理体験も行われるようになった。少年サポート隊の活動では、

初めは少年、隊員ともに緊張している様子がみられるが、活動を通じてすぐに打ち解け、隊員が少年に温かい言葉をかけて励まし、その言葉に勇気づけられて、少年もあきらめずに頑張る姿がみられ、少年、隊員相互により影響を与え合う、学びの多い活動となっている。活動を計画する各署も、勉強支援とスポーツ交流などの活動を組み合わせて気分転換を図り、少年を飽きさせず、支援活動に参加してもらえるよう、工夫を凝らしている。最近の非行少年の減少により、対象少年の選定が課題となっていたが、令和4年から刑法犯少年の検挙・補導数が増加に転じ、令和5年では大幅に増加していることから、一人でも多くの少年が少年サポート隊の支援を受けられるように、少年と保護者に働きかける必要がある。実際、令和5年中に少年サポート隊が支援をした少年のうち、再非行があった少年はおらず、過去5年間を見ても、支援を受けた少年の再犯はなく、少年サポート隊による支援活動が、非行少年の立ち直りに大きく寄与しているといえる。少年サポート隊が支援する少年は、非行少年に限らず、犯罪被害に遭った少年や、悩みや問題を抱える少年も含まれていることから、少年相談活動のほか、さまざまな機会を通じて、少年サポート隊の活用を呼びかけていくことが大切であり、今後も積極的な支援活動を行っていきたい。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「ボランティア活動に参加する学生の中には、将来的に警察官を志望する方もいると思う。リクルート活動の面から見ても有意義な制度だと思う。」

### 【交通部議題】

#### ○ 岩手県道路交通法施行細則の一部改正について

警察本部から、「自動車の積載物の高さ制限については、道路交通法施行令第22条第3号ハにおいて、大型自動二輪等を除き、原則として3.8メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じたものとされているが、公安委員会が道路又は交通の状況により支障がないと認めた自動車にあっては、3.8メートル以上4.1メートルを超えない範囲内とされている。本改正は、道路の追加指定要望に基づき調査した結果、支障のない道路について岩手県道路交通法施行細則の別表第2に追加するものである。改正の内容は、県道の指定が県道不動盛岡線（県道120号）及び県道後藤野野中線（県道192号線）の2区間を追加、市道の指定が盛岡市道川久保線等13区間を追加、北上市道飯豊和田線の1区間を延伸するものとなる。施行日については、警察庁と国土交通省の調整により、令和6年7月1日を予定している。」旨の説明があり、決裁した。

### 【警察学校議題】

#### ○ 初任科第99期短期課程学生に対する制服実務研修の実施について

警察本部から、「6月24日から7月1日までの8日間で実施する予定である初任科短期課程学生の制服実務研修の概要についてご説明する。今回の研修は、本年4月に入校した学生のうち、短期課程学生34名を対象として実施するもので、今回の研修先は、盛岡東警察署、盛岡西警察署、紫波警察署の3警察署、12交番としている。交替制勤務では、勤務日は8時間勤務の日勤勤務若しくは24時間勤務の当番勤務を行うが、研修先警察署の異なる交番において指導員の指導のもと、学生一人あたり、2回の当番勤務と1回の日勤勤務で

交番での勤務全般を経験することとなる。なお、日曜日となる6月30日の勤務はなく、最終日の7月1日（月）に学校教官が加わり、各警察署長を始め、各署地域課幹部や指導員と検討会を実施し、研修効果や今後の学校教養の在り方などについて検討することとしている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「学生にとっては、初めての部外活動となる。上手くいけばいいが、失敗した場合、悪い経験として記憶に残り、苦手意識を生むことにもつながりかねない。アフターケアをしっかりとするなど、大切に育ててもらいたい。」

■個別会議

○ 監察課

監察課業務報告

警察署に対する業務・サービス監察における座談会の実施についての報告

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による禁止命令についての報告

○ 刑事課

岩手県情報公開・個人情報保護等審査会への諮問に対する答申の受理及び審理終結通知の送付についての説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて苦情の受理についての説明、決裁